

# 横手市農業を全力応援します

横手市では、将来に渡り意欲を持って農業に取り組んでいただけるよう、各種事業により農家の皆様に応援していきます。各事業の詳細は、それぞれの事業担当にお問い合わせください。

No	事業名	ページ
----	-----	-----

## 担い手を応援します

1	担い手の農地集約を支援します	農地集約化促進事業	2
2	集落型農業法人の立ち上げを支援します	集落型農業法人育成事業	2
3	中山間農地の担い手を支援します	中山間地域等経営継続支援事業	2
4	外国人人材活用を支援します	農業人材確保事業	2
5	農業技術研修生を支援します	農業研修奨励金	2
6		新規就農者育成総合対策事業（就農準備資金）	2
7		新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金）	2
8	新規就農者を支援します	新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）	2
9		ミドル就農者経営確立支援事業	2
10	ホップ生産の維持・拡大を支援します	「横手のホップ」ステップアップ事業	2
11・12	経営基盤強化の取組を支援します	農地利用効率化等支援事業	4

## 水田農業を応援します

13	特別栽培米の作付を支援します	特別栽培米作付推進補助金	4
14	化成肥料の低減や有機農業を支援します	環境保全型農業直接支払補助金	4
15	重点振興作物・振興作物の作付けを支援します	水田利活用緊急支援対策事業	4
16	色彩選別機の導入を支援します	横手米品質向上対策事業（色彩選別機）	4
17	ドローンの導入を支援します	産業用ドローン導入支援事業	4
18	スマート農機の導入を支援します	未来農業推進事業	4

## 園芸農業を応援します

19	堆肥施用の取組経費を支援します	野菜等生産力向上推進事業	6
20	作業機械や施設の導入を支援します	夢ある園芸産地創造事業	6
21	園芸作物の導入・拡大を支援します	園芸作物規模拡大強化事業	6
22		高収益作物導入推進事業	6

## 果樹農業を応援します

23	果樹産地の再生を支援します	果樹産地再生支援事業	6
24	防除費用の負担を軽減します	果樹等自然災害復旧対策事業	6
25	果樹放任園対策を支援します <b>[新規]</b>	果樹放任園解消緊急対策事業	6
26	共同防除の体制整備を支援します <b>[新規]</b>	共同防除緊急体制強化事業	6

## 獣害対策を応援します

27	クマなどの害獣被害の防止対策を支援します	獣害防止対策事業	8
----	----------------------	----------	---

## 畜産農業を応援します

28	デントコーンの作付を支援します	デントコーン作付支援補助金	8
29	稲発酵粗飼料の購入を支援します	耕畜連携推進事業費補助金	8
30	家畜伝染病予防接種を支援します	家畜伝染病予防接種事業	8
31	子牛生産に係る費用を支援します	子牛生産奨励事業	8
32	牛・比内地鶏の増頭等を支援します	夢ある畜産経営ステップアップ支援事業	8

## 農地や施設の整備を応援します

33	条件不利農地等の維持・補修を支援します	中山間地域等経営継続支援事業	8
34	条件不利地域の基盤整備を支援します	小規模農業基盤整備事業費	8
35	被災した農地や施設の復旧を支援します	農地及び農業用施設災害復旧事業	8

## 6次産業化を応援します

36	6次産業化の取組を支援します	6次産業化推進支援事業	10
----	----------------	-------------	----

## 農業経営を応援します

37	経営資金の調達などを支援します	農業経営安定化対策資金（マル農）	10
----	-----------------	------------------	----



# 担い手を応援します

No.	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
1	農地集約化促進事業	農業振興課 農業政策係 32-2112	地域内のまとまった農地を、担い手に集約する地域を応援します。	農地中間管理機構を活用し、担い手への農地の集約化等に取り組む地域	○集約化加速タイプ ①基本タイプ 1万円/10a または3万円/10a ②大規模集約タイプ 5万円/10a ③誘致団地創出タイプ 5万円/10a ○地域集約化実現タイプ 2万円/10a または2.6万円/10a	・複数戸で構成されており、地域計画の区域に含まれている地域であること ・各タイプで要件が異なりますので、詳細は個別にお問い合わせください。
2	集落型農業法人育成事業		設立後間もない集落型農業法人の経営安定化のため、決算等に係る費用の一部を助成します。	令和8年1月以降に設立された一定の要件を満たす集落型農業法人	税理士に書類作成等を依頼する場合の経費に対して 対象経費の1/2(上限:10万円)	令和7年1月から令和7年12月までに設立登記が完了した集落型農業法人であること
3	中山間地域等経営継続支援事業		担い手が不足している中山間地域等の条件不利農地を借り受けて農業経営を継続する経営体を支援します。	中山間地域等の条件不利農地を新規に借り受ける農業者等 ・田・畑 3年以上の借受 ・樹園地 5年以上の借受	借り受けた農地の面積に対して 田・畑 5万円/10a 樹園地 10万円/10a	借り受けた農地で、農作物を作付けし、販売すること
4	農業人材確保事業		農業者等が行う外国人材の確保のための取組を支援します。	農業者など	次の経費(税抜)の1/2以内(上限100万円) ・外国人材の雇用に必要な費用 ・外国人材が居住するための住宅等の取得や改修のための費用 ・日本語学習支援費用 など	・市内に住所を有すること ・市税に滞納がないこと ・国又は県の補助事業に該当しないこと
5	農業研修奨励金	食農推進課 担い手育成係 35-2267	新規就農者や新部門開始に必要な技術を身に付けるための研修に係る経費の一部を助成します。	就農予定時の年齢が原則50歳未満の方で、市の研修機関や県の各試験場等で研修を受ける研修生	10万円/月(研修期間24カ月)	新たに農業を始めようとする者又は現に農業を営む者で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修修了後に市内就農が確実と見込まれる者
			就農に必要な技術を身に付けるための研修に係る経費の一部を助成します。	就農予定時の年齢が原則50歳以上65歳以下の方で、市の研修機関等で研修を受ける研修生	5万円/月(研修期間6カ月以上24カ月以内)	新たに農業を始めようとする者又は現に農業を営む者で、就農意欲が高く、研修修了後に市内就農が確実と見込まれる者
次世代を担う農業者となることを目指し、就農に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける方で、原則として49歳以下で就農する方に対し支援します。	就農予定時の年齢が49歳以下の方で、国の定める要件を満たす研修生		年間最大165万円(最長2年間)	県が認めた研修機関(市内では市園芸振興拠点センター、県果樹試験場)で1年以上研修し、研修修了後1年以内に独立・自営就農、雇用就農、親元就農すること(親元就農は就農後5年以内に経営継承する又は独立・自営就農すること)		
次世代を担う農業者となることを目指す方の経営確立を支援するため、地域計画に位置付けられ、49歳以下で独立・自営就農する認定新規就農者に対し支援します。	独立就農時の年齢が49歳以下の方で、国の定める要件を満たす認定新規就農者		年間最大165万円(最長3年間)	次世代を担う農業者となることに強い意欲を有している方で、独立・自営就農とみなされる要件を満たすこと		
経営開始時に49歳以下の認定新規就農者に対し、経営発展のために機械・施設等の導入を支援します。(対象事業費最大1,000万円)	独立就農時の年齢が49歳以下で令和7年度以降に新たに農業経営を開始した認定新規就農者		対象事業費の3/4以内(上限750万円) ・新規就農者育成総合対策事業(経営開始資金)の交付対象者は上限375万円	経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援。本人負担分について融資を受けていること		
次世代を担う農業者となることを目指す方の就農直後の経営確立を支援するため、地域計画に位置付けられている方または農地中間管理機構から農地を借り受けている認定新規就農者または認定農業者に対し支援します。	独立就農時の年齢が50歳以上60歳未満の方で、県の定める要件を満たす認定新規就農者または認定農業者		年間最大120万円(最長3年間)	次世代を担う農業者となることに強い意欲を有している方で、独立・自営就農とみなされる要件を満たすこと		
横手の地域資源であるホップの生産量維持に必要な設備、機械、共同利用設備や機械の修繕又は導入に係る経費の一部を助成します。	市内に住所を有するホップ生産者及び生産団体		次の経費(税抜)の1/2以内 ・ホップ棚及び高所作業車等修繕費用 ・高所作業車(中古)導入費用 ・共同利用施設及び機械の修繕 ・共同利用機械の導入費用 など	ホップ生産量の維持・拡大と担い手の確保に寄与するものと認められること		

予算の上限に達し次第、事業終了となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 担い手を応援します

No	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
11	農地利用効率化等支援事業 (地域農業構造転換支援タイプ)	農業振興課 作物振興係 32-2113	完成度の高い地域計画の早期実現を後押しするため、地域サポート活動を担う地域の中核となる者に対し、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。	農業者など (地域計画の目標地図に位置付けられた者)	農業用機械・施設(耐用年数5~20年) 3/10以内(上限:1,500万円)	事業概要につきましては事業要綱改正等により変更となる場合がありますので要件等は個別にお問い合わせください。
12	農地利用効率化等支援事業 (融資主体支援タイプ)		融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援します。	農業者など (地域計画の目標地図に位置付けられた者)	農業用機械・施設(耐用年数5~20年) 3/10以内(上限:300万円)	事業概要につきましては事業要綱改正等により変更となる場合がありますので要件等は個別にお問い合わせください。

No.11と12は前年度に要望取りまとめを実施しております。

## 水田農業を応援します

No	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
13	特別栽培米 作付推進補助金	農業振興課 水田利活用係 32-2113	特別栽培米(JAS有機米、減農薬減化学肥料栽培米)の取組みに助成します。更にニュースーパーコンを特別栽培米水田に使用した場合、上乘せ助成します。	農業者(個人もしくは集落営農)及び農業法人	特別栽培米 1,000円~6,000円以内/10a ニュースーパーコン 1,000円以内上乘せ/10a	特別栽培米の栽培、又は当該水田で横手市有機センターが製造する堆肥を施用していること
14	環境保全型農業 直接支払補助金		化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する(縁肥、堆肥他)又は全く使用しない(有機農業)取組みを行っている農業者に対して助成します。	農業者の組織する団体又は一定の条件を満たす農業者等	2,000円~16,000円以内/10a ※単価は取組内容による	次の全てを満たすこと ・主作物について販売することを目的に生産を行っていること ・国際水準GAPを実施していること(認証は必須ではありません) ・環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動等)に取組むこと
15	水田利活用 緊急支援対策事業		市の重点振興作物(注1)及び、振興作物(注2)を転作作物として作付けした場合、国の水田活用の直接支払交付金に上乘せして助成します。(下限要件有り)	農業者(個人もしくは集落営農)及び農業法人	重点振興作物 4,000円以内/10a 振興作物 3,000円以内/10a	対象作物を生産、販売していること
			注1 重点振興作物…すいか、ねぎ、枝豆、アスパラガ 注2 振興作物…さといも、食用菊、にら、未成熟そら	ス、トマト、きゅうり、ほうれん草、花き(菊、トルコギキョウ、ユリ、シンビジウム、ダリア、芍薬) まめ、大根、にんじん、ピーマン、メロン、カリフラワー、キャベツ、葉たばこ		
16	横手米品質向上対策事業 (色彩選別機)		一等米比率の向上と横手産米の更なるブランド化を図るため、色彩選別機の導入に係る経費の一部を助成します。	市内に住所を有する農業者(個人もしくは集落営農)及び農業法人	本体価格(税抜)の15%以内 (上限:農業者30万円、農業法人50万円)	次の全てを満たすこと ・籾摺乾燥調整機を保有していること ・市税に滞納がないこと ※受付期間(予定)6月上旬
17	産業用ドローン導入 支援事業	効果的な水稻病虫害防除の促進を図るため、産業用ドローン等の取得費用と技能認定証の取得費用の経費の一部を助成します。	市内に住所を有する農業者(個人もしくは集落営農)及び農業法人等	【産業用ドローン】 ・本体等購入費用(税抜)の15%以内(上限:農業者30万円、法人50万円) ・技能認定証取得費用(税抜)の1/2以内(上限:15万円) ※ドローンと認定証の一体取得が基本	次の全てを満たすこと ・新規に産業用ドローン(本体)を取得する者であること。 ・市税に滞納がないこと ※受付期間(予定)4月上旬	
18	<b>〔新規〕</b> 未来農業推進事業	農業振興課 作物振興係 32-2113	農作業の効率化及び省力化負担が図られるスマート農業機械等の導入に係る経費を支援します。 ・田植機、コンバイン、自動操舵システム、自動抑草ロボットほか ※大型スマート農業機械には自動操舵装置等が装備されていること	市内に住所を有する農業者(個人もしくは集落営農)及び農業法人等	【大型スマート農業機械及び関連システム】 ・事業費(税抜)の30%以内(上限) 田植機(上限100万円) コンバイン(上限150万円) 自動操舵システム(上限30万円) その他(上限15万円) ※ポイント制により得点の高い経営体から採択の予定です	次の全てを満たすこと ・対象機械の新規購入及び規模拡大を図ること(更新は対象外) ・地域計画に位置付けられていること(新規就農者含む。) ・市税に滞納がないこと

予算の上限に達し次第、事業終了となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 園芸農業を応援します

No	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
19	野菜等生産力向上推進事業	農業振興課 作物振興係 32-2113	野菜づくりなどのために横手市有機センターが製造する堆肥の施用に係る経費を支援します。	販売農家又は集落営農	1,000円/1㎡	横手市有機センターが製造する堆肥を購入し、重点振興作物及び振興作物等を栽培しているほ場に施用していること
20	夢ある園芸産地創造事業		「経営力の高い経営体の育成」や「複合型生産構造への転換」を目指し、園芸品目の生産に必要な施設・機械に対する経費を支援します。	認定農業者、認定新規就農者、機械共同利用組合	事業費(税抜)の1/3～1/2以内	事業実施後の販売額が実施前の販売額よりも、事業費(税抜)の11/30倍(新規就農者は1/6倍、非農家出身の新規就農者1/4倍)以上増加すること
21	園芸作物規模拡大強化事業		園芸作物(野菜・花き・果樹等)の経営面積を拡大する農業者に対し、規模拡大に必要な農業用機械や施設整備等に必要な経費を支援します。	市内に住所を有し、又は主な経営地域が市内である。また、農産物を生産及び販売する個人、法人、農協生産部会等	事業費(税抜)の1/3以内 (上限300万円) ※ただし、予算を超えた申込みがあった場合は上限100万円	・規模の拡大(又は新規作付け)により、事業実施後の販売額が補助金額の4/5倍以上増加すること ・財産処分要件あり
22	高収益作物導入推進事業		高収益が期待される園芸作物(野菜・花き等)を導入し、農業所得向上に向けた取り組みに必要なパイプハウス・農業用機械等の導入に必要な経費を支援します。	市内に住所を有し、又は主な経営地域が市内である。また、農産物を生産及び販売する個人、法人、農協生産部会等	対象作物により補助率が異なります。 ・重点振興作物(維持) 1/2以内 (新規・拡大) 2/3以内 ・それ以外の作物(維持) 1/3以内 (新規・拡大) 1/2以内 (各上限額あり。なお、重点振興作物に組み込む新規就農者にあつては、上限額を嵩上げ。)	・対象作物を作付し、相当程度の生産量又は販売金額が見込まれること ・国又は県の補助事業に該当しないこと ・重点振興作物は次のとおりです。(すいか、ねぎ、えだまめ、アスパラガス、トマト、きゅうり、ほうれんそう、花き)

No.20は前年度に要望取りまとめを実施しております。  
No.21と22についてのリーフレットは、各地域局の窓口などにあります。  
※No.20は事業名称と内容(要件等)が変更になる場合があります。

## 果樹農業を応援します

No	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
23	果樹産地再生支援事業	農業振興課 作物振興係 32-2113	次の経費を支援します。 ・農機の導入 ・土壌改良資材の購入 ・人工授粉資材の購入 ・耐久性の高い資材や防風設備の導入	市内で果樹を生産・販売している農業者、農業法人及び農協果樹部会、共同防除組織等	・農機導入 1/3以内(上限30万円) ・土壌改良剤購入 1/2以内 ・花粉、石松子購入 1/3以内 ・木柱、防風設備等導入 1/3以内 (上限20万円)	市内で果樹を生産販売していること 対象品目：りんご、洋なし、もも、ぶどう、おうとう
24	果樹等自然災害復旧対策事業		自然災害(風害や雪害等)により被害を受けた果樹農家に対し、経営支援策として防除薬剤購入に係る経費を支援します。	市内で果樹を生産・販売している農業者、農業法人及び果樹共同防除組合等	防除薬剤費(税抜)の5%以内 (栽培暦等により算定した標準防除薬剤費が上限額)	市内で果樹を生産販売していること
25	<b>〔新規〕</b> 果樹放任園解消緊急対策事業		放任園の樹木の伐採、抜根、撤去、整地に係る経費の一部を支援します。	共同防除組織等	事業費(税抜)の1/2以内(上限60万円)	・市内で果樹を生産販売する3戸以上の農家で組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営等に関する規約等が定められているもの ・横手市果樹産地協議会で放任園と認めた園地 ・放任園の樹木の伐採、抜根、撤去、整地まで行うこと ※期間限定事業 令和8年度～10年度 ※要事前協議
26	<b>〔新規〕</b> 共同防除緊急体制強化事業		スピードスプレーヤー等の導入に係る経費の一部を支援します。	共同防除組織等	・キャビン付きスピードスプレーヤー【新車】 事業費(税抜)の1/3以内(上限300万円) ・キャビン無しスピードスプレーヤー【新車】 事業費(税抜)の1/3以内(上限100万円) ・揚水、配水用設備(掘削費用は対象外) 事業費(税抜)の1/3以内(上限50万円)	・市内で果樹を生産販売する3戸以上の農家で組織する共同防除団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営等に関する規約等が定められているもの ・共同防除組織を5年間維持すること ※期間限定事業 令和8年度～10年度 ※要事前協議

## 獣害対策を応援します

No	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
27	獣害防止対策事業	農林整備課 森林整備係 32-2114	害獣による農畜産物の被害防止のため、電気柵などの設置費用を支援します。	農業者、農業法人、農業協同組合、果樹共同防除組合等	対象資材費の1/2以内 (上限額 個人:15万円、団体等:30万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>害獣による農畜産物の被害が確認できること</li> <li>国又は県の補助事業に該当しないこと</li> </ul>

予算の上限に達し次第、事業終了となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 畜産農業を応援します

No	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
28	デントコーン 作付支援補助金	農業振興課 水田利活用係 32-2113	デントコーンの作付に係る経費の一部を助成します。	農業者（個人もしくは集落営農）及び農業法人	1,000円以内/10a	飼料作物であるデントコーンを生産、販売していること
29	耕畜連携推進事業費 補助金		個人の畜産農家が、稲発酵粗飼料を購入する経費の一部を助成します。	市内に住所を有する畜産農家（個人）	1,000円以内/1ロール（300kg）	市内の耕種農家が生産した稲発酵粗飼料を購入すること
30	家畜伝染病 予防接種事業	農業振興課 作物振興係 32-2113	家畜伝染病予防接種の費用の一部を助成します。	畜産農家	牛アカバネ 1,000円/頭以内 豚丹毒 70円/頭以内、鶏 NDIB450円/本以内 など	市内畜産農場において、予防接種の実施を時期や回数など適正に行い、かつ農家手数料の未納がないこと
31	子牛生産奨励事業		子牛生産に係る経費の一部を助成します。	子牛生産農家	4,500円/頭（1回あたり上限30万円）	横手市内において生産された黒毛和種であること
32	夢ある畜産経営 ステップアップ支援事業		畜産経営における家畜（牛・比内地鶏）の増頭に対して補助金を出すとともに、畜産経営や飼料作物の生産に必要な施設・機械の経費を支援します。	認定農業者、畜産クラスターの中心的経営体、機械共同利用集団、堆肥共同利用集団、認定就農者	自家保留牛、肥育素牛は定額 事業費（税抜）の1/3～1/2以内 (下限補助金額：10万円)	事業実施後の販売額が実施前の販売額よりも、県補助金額の1.2倍（新規就農者は1/2倍）以上増加すること

※ No.32 は事業名称と内容（要件等）が変更になる場合があります。

## 農地や施設の整備を応援します

No	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
33	中山間地域等 経営継続支援事業	農業振興課 農業政策係 32-2112	中山間地域等の条件不利農地における農地の条件整備や農業用施設（農道・水路等）の維持補修に係る経費の一部を助成します。	中山間地域等で農業生産活動を継続する農業者等	人件費や燃料費を除く対象経費の1/2以内（上限：20万円）	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地改良区が管理している地域を除く</li> <li>農地の条件整備については、農作物を作付けし、販売する場合に限る</li> </ul>
34	小規模農業 基盤整備事業	農林整備課 農村整備係 32-2114	条件不利地域等の農業基盤及び農村生活基盤の強化を図ります。 ※事業工種：農道、用排水路（揚水ポンプ含む。）圃場整備（畑地化、客土、暗渠含む。）	3戸以上で組織する農業者組織	事業費の1/3以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>国又は県の補助事業に該当しないこと</li> <li>土地改良区の管理以外のものであること</li> <li>受益戸数が3戸以上であること</li> <li>総事業費が40万円を超えること</li> <li>1人につき50万円を超えない総事業費であること</li> </ul>
35	農地及び農業用施設 災害復旧事業		豪雨等により被災した農地及び農業用施設（農道、水路等）の復旧に要する費用の一部を助成します。 ※復旧費用が40万円を超えるときは、一定の要件のもと、国庫補助事業により復旧できる場合があります。	農業者、施設の維持管理組合等 ただし、激甚災害の指定がなされた場合は、上記に加え土地改良区も対象とする	農地 4/10以内 農業用施設 5/10以内  激甚災害の指定がなされた場合、 農地 5/10以内 農業用施設 6.5/10以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共災害に該当しないこと</li> <li>事業費が40万円未満であること</li> <li>被害額が10万円以上（激甚災害として政令で指定された場合にあっては5万円以上）であること</li> </ul>

予算の上限に達し次第、事業終了となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 6次産業化を応援します

No.	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
36	6次産業化 推進支援事業	食農推進課 ブランド推進係 35-2267	横手市産の農産物等を活用し、6次産業化に取り組む経費の一部を補助します。	市内の農業者、農業法人、農業団体、農業者と連携する事業者等	<b>【ソフト事業】</b> ・加工品等のデザイン開発に要する経費 ・加工品等の生産、流通及び販路開拓に関する調査に要する経費 ・加工品等開発のための研修その他人材育成に要する経費 ・加工品等の成分分析に要する経費 ・営業許可取得に要する経費 30万円を上限とし、対象経費（消費税を除く。）の1/3以内。 ※千円未満切捨て <b>【ハード事業】</b> ・加工するための施設の新設および改修 ・加工するための設備の導入および機器設置等に要する経費 50万円を上限とし、対象経費（消費税を除く。）1/2以内。 ※千円未満切捨て	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請する事業の主な目的が、横手市産の農産物の加工・改良による商品開発であること</li> <li>販路拡大や原材料の生産拡大が見込まれること</li> <li>国又は県の補助事業に該当しないこと</li> </ul>

## 農業経営を応援します

No.	事業	担当	事業内容	対象	対象経費・補助額	要件
37	農業経営安定化対策資金 (マル農)	農業振興課 農業政策係 32-2112	農業施設の整備資金、農機具の購入資金、運転資金など（汎用性の高いものは除く）の融資あっせんを行います。 (貸付限度額：個人 1,000 万円、法人等 1,500 万円) ※借入については市内の JA 秋田ふるさと・秋田銀行・北都銀行へご相談ください。 ※ただし、融資の可否については金融機関の審査による	市内の全ての農業者	<b>【保証料補助】</b> ・秋田県農業信用基金協会へ支払った保証料の全額  <b>【利子補給】</b> ・貸付利率の 1/2（融資を受けた日から 2 年間）	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地台帳に登載されていること</li> <li>市税に滞納がないこと</li> </ul> ※償還の延滞により補助対象外になる場合があります。

予算の上限に達し次第、事業終了となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

# 令和8年度の重点事業

元気な地域農業を  
実現するために!

## クマなどによる獣害対策を応援します

野菜、果樹、水稻、畜産を対象に、クマなどの害獣による被害を防ぐため、電気柵等の設置を支援します。対象資材費の1/2以内を補助します。

- 獣害防止対策事業 …………… P8 【担当：森林整備係 Tel 32-2114】

## 共同防除の体制整備を支援します

果樹の共同防除における省力化及び効率化を図るためキャビン付きスピードスプレーヤー等を導入する共同防除組織等を支援します。

- 共同防除緊急体制強化事業 …………… P6 【担当：作物振興係 Tel 32-2113】

## 中山間地域の農地維持を支援します

中山間地域等の条件不利農地で、新たに農地を借り受ける担い手を支援します。田・畑は10aあたり5万円、樹園地は10aあたり10万円を補助します。また、農地の条件整備や農道・水路などの維持補修の取組にも支援します。

- 中山間地域等経営継続支援事業 …………… P2、8 【担当：農業政策係 Tel 32-2112】

## 新規就農を応援します

独立自営就農時の年齢が49歳以下の方に年間最大165万円、50歳以上60歳未満の方に年間最大120万円を最長3年間交付します。また、令和7年度以降に経営を開始した49歳以下の認定新規就農者の機械・施設等の導入を支援します。

- 新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金） …… P2
- 新規就農者育成総合対策事業（経営発展支援事業）… P2 【担当：担い手育成係 Tel 35-2267】
- ミドル就農者経営確立支援事業 …………… P2

認定新規就農者の定着を支援するため、次の補助事業は認定新規就農者が機械・施設等を導入する場合に、より有利な補助率や上限額を設けています。

- 高収益作物導入推進事業 …………… P6 【担当：作物振興係 Tel 32-2113】

また、融資あっせんでもより有利な条件で資金調達ができます。

- 農業経営安定化対策資金（マル農） …………… P10 【担当：農業政策係 Tel 32-2112】



**農業振興課** 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局庁舎内  
農業政策係 TEL.32-2112 FAX.32-4037  
水田利活用係 TEL.32-2113 FAX.32-4037  
作物振興係 TEL.32-2113 FAX.32-4037

**農林整備課** 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局庁舎内  
農村整備係・森林整備係 TEL.32-2114 FAX.32-4037

**食農推進課** 横手市大雄字狐塚253番地横手市園芸振興拠点センター内（旧大雄中学校跡地）  
ブランド推進係・担い手育成係・園芸推進係 TEL.35-2267 FAX.52-2727

横手市ホームページにも  
補助金情報を掲載しています。

(ページID: 1001371)

※二次元コードからご確認ください



農作業に関する気象情報などを  
LINEでお知らせします。

- ①横手市のLINEに登録
- ②登録後、農業情報の受信を設定  
※LINEアプリ友だち追加画面の  
QRコード検索から読み込み設定

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

①LINE登録用  
QRコード



②農業情報用  
QRコード

